

(参考1) 令和5年度 優先事項等

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき飼養衛生管理基準の事項	理由	時期
牛、水牛、 鹿、めん羊 及び山羊	① 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等（項目 15） ② 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用（項目 16） ③ 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等（項目 17） ④ 畜舎に立ち入る者の手指消毒等（項目 23） ⑤ 24 畜舎の入口における靴の交換又は消毒（項目 24） ⑥ 畜舎外での病原体の汚染防止（項目 26） ⑦ 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒（項目 30）	基本的な管理項目である7項目	令和6年 9月末日 まで
豚及びいの しし	① 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等（項目 15） ② 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用（項目 16） ③ 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等（項目 17） ④ 畜舎に立ち入る者の手指消毒等（項目 25） ⑤ 畜舎ごとの専用の衣服及び靴の設置並びに使用（項目 26） ⑥ 畜舎外での病原体の汚染防止（項目 28） ⑦ 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒（項目 32）	基本的な管理項目である7項目	令和6年 9月末日 まで
鶏、あひ る、うず ら、きじ、 だちょう、 ほろほろ鳥 及び七面鳥	① 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等（項目 13） ② 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用（項目 14） ③ 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等（項目 15） ④ 家きん舎に立ち入る者の手指消毒等（項目 20） ⑤ 家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用（項目 21） ⑥ 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕（項目 24） ⑦ ねずみ及び害虫の駆除（項目 26）	基本的な管理項目である7項目	令和6年 9月末日 まで

(参考2) 年間指導スケジュール (令和5年度)

畜種	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
牛等	放牧前の定期検査時に中小規模農場を中心に立入						定期検査時に中小規模農場を中心に立入			大規模農場の立入検査		
豚等	全農場立入による遵守状況の確認、改善指導											
	飼養衛生管理基準の遵守状況に関する自己点検 (3か月おきに報告)											
家さん	100羽以上家さん飼養全農場立入による遵守状況の確認、改善指導											
	100羽以上家さん飼養全農場に対して、死亡羽数、異常の有無について報告徴求 (毎週又は毎月)											
	自己点検							飼養衛生管理基準の遵守状況に関する自己点検 (10月～翌年5月、1か月おき報告)				
馬	定期検査等に合わせて飼養状況を確認											

(参考3) 令和5年度 サーベイランススケジュール

実施期間は、年度内とし畜種ごとに国及び地域サーベイランスを実施する。

家畜 区分	対象疾病名	サーベイラ ンス区分	実施方法	
			検査対象	方法
牛	ヨーネ病	国・5条	・12か月齢以上の乳用雌牛及び肉用雌牛 ・種付けの用に供する雄牛 ・家保長が指定する牛	スクリーニング法 リアルタイムPCR ヨーニン検査
	伝達性海綿状脳症	国・5条	・牛海綿状脳症対策特別措置法第6条第1項に基づく届出の対象となる牛 ・家畜伝染病予防法第13条の2第1項の規定に基づく届出の対象となる牛	エライザ検査
	牛伝染性リンパ腫	地域	・地域の疾病動向を把握し指導するために検査の必要がある牛	抗体検査、遺伝子検査
	牛ウイルス性下痢	地域	・地域の疾病動向を把握し指導するために検査の必要がある牛	抗体検査、遺伝子検査
	アカバネ病	国・5条	・家保長が指定する牛	抗体検査
豚	オーエスキー病	国・5条	・家保長が指定する豚	抗体検査
	豚熱	国・5条	・家保長が指定する豚	抗体検査
	アフリカ豚熱	国	・地域の疾病動向を把握し指導するために検査の必要がある豚	遺伝子検査
	豚流行性下痢	地域	・地域の浸潤状況を把握するために検査の必要がある豚	抗体検査
	豚繁殖・呼吸障害症候 群、豚伝染性胃腸炎	地域	・地域の浸潤状況を把握するために検査の必要がある豚	抗体検査
鶏	ニューカッスル病（種 鶏）	地域	・地域の浸潤状況を把握するために検査の必要がある種鶏	H I抗体検査
	鶏マイコプラズマ症	地域	・地域の浸潤状況を把握するために検査の必要がある鶏（種鶏）	凝集検査
	ニューカッスル病（一 般鶏）	地域	・地域の浸潤状況を把握するために検査の必要がある鶏	H I抗体検査
	鶏サルモネラ症	地域	・地域の発生状況を把握するために検査の必要がある鶏	臨床検査、細菌検査
	鳥インフルエンザ	国・5条	・家保長が指定する鶏	抗体検査、ウイルス分離、 遺伝子検査
馬	馬バラチフス	地域・5条	・繁殖の用に供する馬で、家保長が指定するもの ・種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬	凝集検査
	馬鼻肺炎	地域	・地域内の浸潤状況を把握するために検査の必要がある馬	抗体検査
蜜蜂	腐蝕病	地域・5条	・家保長の指定する蜜蜂	肉眼検査、その他必要な検 査

家畜伝染病予防法第5条に基づく検査の実施にあたっては、県報において告示し検査を実施する。実施期間は、年度内とし、ヨーネ病検査においては、肉用牛では2年、乳用牛では5年間で県内全ての地域で飼養する対象牛を検査するよう市町村と調整し実施する。また、馬バラチフス検査では、5年間で県内全ての地域の対象馬を検査するよう市町村を分けて実施する。